

入札説明書 長崎県次期総合計画策定に向けた調査分析及び提案業務委託

長崎県企画部政策企画課

1. 入札に関する条件及び注意事項

- (1) 業務の名称 長崎県次期総合計画策定に向けた調査分析及び提案業務委託
- (2) 履行期間
契約の日から令和6年11月29日（金）まで
- (3) 仕様
別添仕様書のとおり
- (4) 入札・開札の期日及び場所
（期日）令和6年6月6日（木） 午後2時開始
（場所）長崎県庁3階307会議室（長崎市尾上町3-1）
※開札当日が悪天候（台風、大雨等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2(3)の部局に確認してください。
- (5) 仕様書等に関する質問書の提出について
当該入札の仕様書等に関する質問については、質問書（様式第13号）を令和6年5月20日（月）午後5時までにFAXまたはe-mailのいずれかにて提出して下さい。なお、提出後は必ず確認のため電話してください。
なお、技術提案書提出及び入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

長崎県 企画部 政策企画課 総合計画担当

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL : 095-895-2033

FAX : 095-895-2540

e-mail : s15200@pref.nagasaki.lg.jp

※回答については、令和6年5月22日（水）午後5時までに県ホームページに掲載します。

(6) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額（首標金額）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- ⑤ 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要であること。

- ⑥ 入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

- ・ 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県知事宛とすること。

(7) 技術提案書の作成方法

別添の技術提案書作成要領を参照のこと。

(8) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

- ① 技術提案書作成要領 別添技術提案書作成要領のとおり

- ② 技術提案書の提出期限及び提出場所

(期限) 令和6年5月24日(金)午後5時まで

ただし、持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)とします。

(場所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県企画部政策企画課

- ③ 技術提案書の提出方法

ア 技術提案書は提出場所に持参し、又は郵送する(書留郵便等の配達に記録が残るものに限る。)こと。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めません。技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記し、期限内必着のこと。

イ 理由のいかんによらず、技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできません。

ウ 入札者は、その提出した技術提案書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

(9) 技術提案書の審査

提出された技術提案書は、別に定める「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、長崎県において審査し、基礎点が基準に達した技術提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。技術提案書の合否については、令和6年5月31日(金)までに入札者に連絡し、不合格となった技術提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとします。

(10) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の5以上の金額を令和6年6月4日(火)までに納付してください。

※落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。

イ 次のいずれかに該当する場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金を免除します。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、入札保証金免除申請書(様式第11号)とそれを証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、締結した契約書の写しとし、県が定める規模とは次の3区分とします。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、最低でも100万円を超える金額の契約締結の証明が必要です。）

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

- (i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和6年5月16日（木）までに、2(3)の場所に提出してください。（郵送可（必着））
 - ・宛名（長崎県知事）
 - ・作成日
 - ・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）を押印）
 - ・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載）
 - ・業務名（長崎県次期総合計画策定に向けた調査分析及び提案業務委託の入札保証金）
- (ii) 申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、最寄りの金融機関において納付してください。
- (iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和6年6月6日（木）午前10時までに2(3)の場所に提出してください。（郵送可（必着））

オ 注意事項

- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して5日目（県の休日除く）としてください。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。
- ・ 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります
- ・ 入札保証金の免除手続き書類は、令和6年5月16日（木）午後5時までに必要書類を2(3)の場所に持参又は郵送（必着）してください（審査等が必要ですので早めをお願いします）。

② 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは契約保証金の納付が免除されます。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2回以上あり、それを証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、締結した契約書の写しおよび発注者の履行証明書等とし、県が定める規模とは次の3区分とします。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える金額の証明が必要です。）

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(11) 入札の無効

入札実施公告「9 入札の無効」によります。

(12) 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

1 回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3 回を限度として、再度の入札を行います。3 回までに決定しない場合は、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）が最も高い者と見積の協議を行う場合があります。

(13) 落札者の決定方法

別に定める落札者決定基準のとおりとします。

(14) 入札結果等の公表

入札結果については、技術評価点、価格評価点、総合評価点すべてを公表します。

また、予定価格についても、入札結果と併せて公表します。

(15) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から5日（県の休日除く）以内に契約締結ができるよう2(3)の部局と協議を行ってください。
- ② 総合評価において評価された項目については、原則としてすべて契約の内容とすることとし、その履行を確保するものとします。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めによります。

(16) 競争入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（告示）によります。

2 その他

- (1) 技術提案書に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。

また、提出した技術提案書については、返却しません。

- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。

- (3) 当該契約事務に関する担当部局

名称：長崎県企画部 政策企画課総合計画担当

電話：（直通）095-895-2033

- (4) 入札参加条件

この入札に参加できる者は、入札説明書を取得し、令和6年5月10日（金）までの間（県の休日を除き、午前9時から午後5時までとする。）に次の書類を2(3)の担当部局へ提出した者で、かつ、当該業務を確実に履行できると認められる者とする。

- ① 競争入札参加資格申請書

②履行実績を証する書類